

さいたま市と〇〇〇〇〇とのがん啓発・がん検診の  
受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲のがん対策推進に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、甲のがん対策推進に関する取組を推進することにより、がんの早期発見・早期治療による市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、市民に対して、がんの正しい知識の普及啓発及びがん検診の受診を勧奨する活動を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙間で協議して別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、開示者の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和 年 月 日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかからも終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は甲乙間で協議して定めるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない）と関係を持たないことを表明し保証する。

2. 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他、前各号に類似するいかなる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定めに違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長

埼玉県さいたま市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

乙 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇